

新型コロナウイルス感染症対策について

弊社では、新型コロナウイルス感染予防対策といたしまして、一部従業員の、時差出勤及び在宅勤務、マスク着用を実施しております。

なお、緊急事態宣言の期間中(1月8日～2月7日)は窓口対面業務時間の短縮(10:00～16:00)を実施しております。

「感染予防対策」として、お客様ならびに従業員の健康と安全を考慮したものです。ご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

株式会社都市居住評価センター